

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都港区南青山二丁目 12 番 1 号
(名 称) 株式会社クシム
(法人番号 9010001041967)

上記被審人に対する令和 7 年度（判）第 22 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官高橋安紀子、審判官美濃口真琴、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1200 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 8 年 3 月 30 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判手続の期日前に、課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 8 年 1 月 28 日

金融庁長官 伊藤 豊

(別紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法（以下「法」という。）第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都港区南青山二丁目12番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人は、関係会社株式売却益の過大計上及びのれんの減損損失の不計上の他、被審人の連結子会社と共に、投資有価証券評価損の不計上及び暗号資産評価損の過少計上の不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出したものである。

番号	対象書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	記載項目	主な内容（注）	主な事由
1	令和4年 9月14日	第27期第3四半期（令和4年5月1日～同年7月31日）に係る四半期報告書	令和3年11月1日～令和4年7月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が492,105千円であるところを626,285千円と記載	関係会社株式売却益の過大計上
2	令和6年 1月26日	第28期（令和4年11月1日～令和5年10月31日）に係る有価証券報告書	令和4年11月1日～令和5年10月31日の連結会計年度	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲2,483,718千円であるところを▲1,658,922千円と記載	投資有価証券評価損の不計上、暗号資産評価損の過少計上及びのれんの減損損失の不計上
				連結貸借対照表	連結純資産額が3,205,622千円であるところを4,030,418千円と記載	

3	令和6年 3月14日	第29期第1四半期（令和5年11月1日～令和6年1月31日）に係る四半期報告書	令和5年11月1日～令和6年1月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が3,039,763千円であるところを3,825,314千円と記載	当四半期前の暗号資産評価損の過少計上及び当四半期前ののれんの減損損失の不計上
---	---------------	---	---------------------------------	------------	---	--

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記 1 に掲げる事実のうち

表の番号 1 及び同 3 の各事実につき

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 79 号）による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

表の番号 2 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条第 1 項

3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表の番号 1 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 27 期事業年度（令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで）第 3 四半期（令和 4 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）に係る四半期報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 437,059 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。

表の番号 2 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 28 期事業年度（令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日まで）に係る有価証券報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 346,803 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円となる。

表の番号 3 の事実につき

旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 29 期事業年度（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで）に係る四半期報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 251,186 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。